

近畿大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 本規程は、近畿大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な管理体制によって運用し、国際的な平和及び安全の維持及びわが国の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に記載する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外為法等

外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達その他の関連法規をいう。

(2) 輸出等

貨物の輸出（輸出を前提とする国内取引を含み、以下本規程において同じ）及び非居住者への技術の提供をいい、営利、共同研究、研究所開設その他の理由を問わない。

(3) 貨物等

貨物及び技術をいう。

(4) 規制貨物等

輸出管理貿易令別表第一に掲げられた貨物等をいう。

(5) 核兵器等

核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(6) 教職員

本学の役員及び教職員をいう。

(7) 学生等

本学の学部学生、大学院学生、外国人留学生、留学生別科生、科目等履修生、聴講生、研修員、研究員をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、教職員及び学生等（以下「教職員等」という。）が行う輸出等に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- （1）輸出等において、外為法等に反する行為は行わない。
- （2）外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 安全保障輸出管理業務（以下「輸出管理業務」という。）を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を定めるものとし、学長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 輸出管理業務を統括する者として安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、リエゾンセンター長をもって充てる。

2 統括責任者は、該当する輸出等の判定結果の承認、経済産業大臣に対する許可の申請、全学輸出管理業務の統括、本学の関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令並びに最高責任者に対する報告及び相談を行う。

3 統括責任者の業務の補佐は、学術研究支援部、総務部及び国際交流室が共同してその任に当たる。

（管理体制）

第7条 本規程の遵守が本学において徹底され、輸出管理業務が本学において円滑に実施されるために、各学部及び研究所（以下、「各学部等」という。）に安全保障輸出管理委員会（以下、「委員会」という。）を置き、各委員会の委員長は各学部等の長をもって充てる。

2 安全保障輸出管理委員長（以下、「委員長」という。）は、委員会を構成する安全保障輸出管理委員を、教員及び事務職員からそれぞれ1名以上任命する。

3 各委員会は、統括責任者の指示のもと、委員長を責任者として、各学部等の貿易管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）統括責任者の指示、連絡及び要請の周知徹底
- （2）輸出管理該当事象の把握及び問合せの受入れ

- (3) 対象事象に関する対応の判定及び必要な手続きの実施
- (4) 統括責任者に対する報告及び相談
- (5) 教職員等に対する輸出管理に関する教育

(事前用途確認)

第 8 条 輸出等を行おうとする教職員等は、対象貨物の用途について、経済産業省の定める規制貨物等であるか否を確認しなければならない。

(事前需要者等確認)

第 9 条 輸出等を行おうとする教職員等は、対象貨物の契約相手先、技術を利用する者、貨物の需要者その他の相手方について、経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されているか、あるいは核兵器等の開発又は製造を行う又は行ったことが資料に記載されているか否かを確認しなければならない。

(審査申請)

第 10 条 輸出等を行おうとする教職員等は、「審査票」を起票して、委員長に輸出等の審査を申請しなければならない。ただし、第 8 条及び第 9 条に基づく事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される場合は、その旨を附して委員長に簡易な審査を願い出ることができる。

2 審査の申請は、所定の審査票に仕向地、貨物等の名称、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付して行わなければならない。

3 審査票を起票するに当たっては、対象となる技術や製品の内容を事実に基づいて正確に記入しなければならない。

4 輸出等を行おうとする教職員等は、委員長の承認を得ることなく、当該輸出等を進めてはならない。

(該非判定)

第 11 条 委員会は、輸出等を行おうとする教職員等から「審査票」が提出された場合は、次の各号に従い、経済産業大臣による許可の要不要判定（以下「該非判定」という。）を行う。

- (1) 本学の研究・開発によるものの輸出等を行う場合、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて規制貨物等に該当するか否かを所定の手順及び所定の基準に従って判定する。
- (2) 本学以外から入手したものの輸出等を行う場合、必要に応じ、入手元から該非判定書を入手するなどの手段により、適切に該非判定を行う。
- (3) 該非判定の結果、輸出等を行う上で経済産業大臣の許可を要しないと判

定した場合は、委員長は当該輸出等を承認する。

- (4) 委員会は、判定内容について、統括責任者に対し、所定の様式にて報告を行う。
- (5) 統括責任者は、報告内容について疑義がある場合、当該判定を差止め、第6条第3項に規定する補佐組織に対し、再度の判定を指示することができる。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 委員長は、該非判定により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等と判断されたものについて、所定の申請書及び添付書類を作成し、統括責任者に提出することとする。

2 統括責任者は、前項より提出された書類に基づいて、経済産業大臣に対し許可申請を行う。

3 輸出等を行おうとする教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

4 経済産業大臣への許可申請に係る事務は、学術研究支援部において行う。

(監査)

第13条 統括責任者は、本学内の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を適宜行う。

(教育)

第14条 統括責任者及び委員長は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行う。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第15条 統括責任者は、規制貨物等の輸出等に係る文書ないし電磁的記録媒体について、近畿大学文書保存規程の定めにかかわらず、当該輸出等が行われた日から起算して、7年間以上、保管させなければならない。

(報告)

第16条 教職員等は、外為法等若しくは本規程に対する違反の事実又はそのおそれを知った場合、その旨を統括責任者又は委員長に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた統括責任者又は委員長は、当該報告の内容を調査し、外為法等の違反又はそのおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告を受けた場合、本学の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告しなければならない。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 17 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び故意又は重大な過失によりそれに関与した者は、本学各職員就業規則又は本学各学則に基づく処罰の対象とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。